

○島田市遊休不動産リノベーション応援事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第91号

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化を図るため、対象区域内の遊休不動産をリノベーション（改修により建物自体に新しい価値を創出することをいう。）により活用するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象区域 次の表に掲げる区域のうち、市長が別に定めるものをいう。

区域	本通一丁目 大井町 本通二丁目 扇町 本通三丁目 幸町 日之出町 栄町 本通四丁目 柳町 大川町 本通五丁目 新 町通 大津通 本通六丁目 本通七丁目 高砂町
----	---

(2) 遊休不動産 対象区域内に存する空き店舗（現に2月以上事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業の用に供するための施設をいう。）又は空き家（居住を目的として建築され、現に2月以上居住がなされていない建築物をいう。）をいう。

(3) 改修 遊休不動産の内装及び外装の工事を行い、直ちに開業できる状態にすることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人及び法人その他の団体とする。

(1) 対象区域内の遊休不動産に新規に出店するもの

(2) 対象区域内の遊休不動産の改修をし、当該遊休不動産に新規に出店するものに貸与するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象者としてしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する営業を行おうとするもの

(2) フランチャイズチェーン方式による営業を行おうとするもの

(3) 前2号に規定するものに当該遊休不動産を貸与しようとするもの

(4) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社の場合であって、資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超えるもの

(5) 補助対象者が個人の場合にあってはその者に係る市税、市の汚水処理場の使用料、下水道使用料及び水道料（以下「市税等」という。）、保育所の保育料、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅の家賃、子育て世代型住宅の家賃並びに学校

給食費保護者負担金に、個人以外の場合にあってはそのものに係る市税等に滞納があるもの

(6) 出店に際し、現に対象区域内で行っている事業を廃止するもの

(7) 開業に際し、必要な許認可、資格等を取得していないもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、補助対象者が遊休不動産を活用して実施する次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるもののいずれかを店舗で営む事業であること。

ア 中分類56－各種商品小売業

イ 中分類57－織物・衣服・身の回り品小売業

ウ 中分類58－飲食料品小売業

エ 中分類59－機械器具小売業

オ 中分類60－その他の小売業

カ 中分類75－宿泊業

キ 中分類76－飲食店

ク 中分類80－娯楽業

ケ 中分類81－学校教育

コ 中分類82－その他の教育、学習支援

(2) 遊休不動産を活用しようとする期間が3年以上の事業であること。

(3) 週4日以上かつ午前10時から午後5時までの時間帯に3時間以上の営業を行う事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

(1) この要綱に基づく補助金以外の補助金、助成金等の交付の対象である事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、改修に係る工事費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ規則第13条第1号アに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式）

(2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書

(3) 補助対象経費に係る見積書の写し

- (4) 賃貸借契約書又は使用貸借契約書の写し（賃貸借契約又は使用貸借契約を締結する場合に限る。）
- (5) 登記事項証明書又はこれに準ずる書類（補助対象者が個人の場合を除く。）
- (6) 新規に出店する店舗の位置図
- (7) 改修に係る図面及び改修前の店舗の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする事とする。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、補助金の交付を受けた事業を継続しなければならないこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して3年間は、市長から求めがあった場合は、当該事業に関する書類を提出しなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後3年間保管しておかなければならないこと。
（交付決定の通知）

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をしたものに通知するものとする。

（変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けたものが第7条第1項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をしたものに通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けたものは、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 改修後の店舗の写真

(4) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けたものに通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付の確定を受けたものが補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限の期間)

第13条 規則第12条の5ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第6条、第9条、第10条関係）

（表）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

店舗の概要

店 舗 名 称	
店 舗 所 在 地	
所 有 者 氏 名	
所 有 者 住 所	
店 舗 面 積	m ²
賃 借 料	円/月
営業終了後経過期間	

事業の概要

新規出店代表者名	
新規出店代表者住所	
開 業（ 予 定 ） 日	年 月 日
事 業 目 的	
事 業 内 容	
業 種	
店 舗 の 従 業 員 数	人
来 店 者 数（ 見 込 ）	人/月
営業時間及び定休日	営業時間 時 分から 時 分まで 定休日 曜日

※申請者が法人の場合

資 本 金 の 額	
-----------	--

(裏)

経営計画及び資金計画

(単位 千円)

		1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)
収入	売上高			
	金融機関借入額			
	その他			
合計 (①)				
支出	仕入高			
	販売費及び 一般管理費			
	店舗賃借料			
	人件費			
	金融機関 返済額			
	その他			
	設備投資費			
	その他			
合計 (②)				
差引額 (① - ②)				